

公 告

令和8年度桜井市複合機一式に係る調達の入札を実施するにあたり、一般競争入札最低価格落札方式による事業者選定を行うため、別途入札説明書および仕様書等のとおり参加事業者を募集する旨公告します。

令和8年6月9日

桜井市長 松 井 正 剛

1 入札に付する調達の内容

- (1) 入札物件名
令和8年度桜井市複合機一式に係る調達
- (2) 概要
複合機(23台)に係る賃貸借、保守点検、導入構築、機器搬入、既存撤去等
- (3) 履行期間
初期構築委託業務:契約締結日から令和8年8月31日まで
賃貸借・保守業務:令和8年9月1日から令和13年8月31日まで(5年間)
- (4) 履行場所
桜井市本庁舎及び出先機関(詳細は別途指定)
- (5) その他
入札の詳細については、入札仕様書によります。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を満たす事業者であること。

- (1) 奈良県知事又は桜井市長から業務等に関し指名停止を受けている者ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態(会社更生法【平成14年法律第154号】第17条第1項の規定により、更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づき、再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。)にないこと。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てがされなかったものとみなす。
- (4) 国税又は桜井市税に滞納がないこと。

- (5) 地方公共団体又は中央省庁において類似事業の実績があること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 桜井市暴力団排除条例(平成23年条例第21条)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 本市の「令和8年度入札参加資格者名簿(物品購入・業務委託等)」において、営業種目の「P 賃貸業務」-「O3 事務機器」と「Q 委託業務」-「I1 電算業務」の両方に登録された事業者であること。
- (9) 次の①~⑥に掲げる書類を令和8年7月2日(木)午後5時(必着・郵送可)までに、「9.事務局」に示す場所に提出した者で、かつ①の承認を受けた者。
 - ① 適合規格承認申請書
 - ② 要件具備回答書
 - ③ 実施体制届
 - ④ 機器構成図
 - ⑤ 保守に関する証明資料(プライバシーマーク又はISO/IEC27001[ISMS]の使用を認可されている内容が分かる認定証等)
 - ⑥ 製品カタログ(製品名、規格等を記載したもの)等

3 入札の日時および場所

令和8年7月9日(木)午後2時00分

〒633-8585

奈良県桜井市大字粟殿432-1 桜井市 本庁舎3階 入札室

4 入札方法および落札者の決定方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税および地方消費税を除いた額を入札書に記載してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所および日時に入札してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。
- (6) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 落札者となるべき同金額の入札者が2以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定しま

す。

- (8) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができると照会するために、当該落札者の決定を留保する場合があります。
- (9) 予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度入札(2回目)を実施します。なお、再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届を提出してください。
- (10) 落札者は入札後速やかに入札内訳書を提出してください。
- (11) 再度入札(2回目)によっても予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく手続きに準じて、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための協議を行うことがありますので、その際には見積書及び見積内訳書を提出してください。

5 入札の無効

次に掲げる(1)~(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告および入札説明書に示した競争入札参加資格のない者の入札
- (2) 指定の期日までに必要書類の提出がなかった者の入札
- (3) 指定の入札日時までに到達しなかった者の入札
- (4) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (5) 伝送をもって送付してきた入札
- (6) 入札書に記名押印を欠く入札
- (7) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (8) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (9) 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札

6 契約の締結および契約書作成の要否

- (1) 落札者と桜井市による初期構築に係る委託契約および複合機の賃貸借契約の締結を要します。なお、契約書作成に要する費用については、落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、桜井市契約規則第23条第1項の規定に基づき、落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。
- (3) 規定の契約書案はありません。落札決定後、入札仕様に基づいた契約書を作成してください。
- (4) 落札者は、契約書に金額内訳明細書を添付することを要します。

7 長期継続契約

本件における複合機の賃貸借契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、桜井市はこの契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができる。

8 補足

(1) 入札、契約手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、桜井市の契約規則の契約保証金免除項目に該当する場合は免除される場合があります。

9 事務局

〒633-8585

奈良県桜井市大字粟殿432番地の1

桜井市 総務部 イノベーション推進室 本庁舎3階

電話 0744-42-9111